

平成 20 年 2 月 6 日
独立行政法人 国民生活センター

高カカオをうたったチョコレート（結果報告）

1. 目的

チョコレートは、世代を問わず非常に身近な人気の高い嗜好品である。

チョコレートは普通 30~40% のカカオを含むが、カカオポリフェノールブームに端を発し、食物繊維等も含め健康面での効果を示唆する報告もあり、最近になり使用しているカカオ分の割合が多いことをうたった「高カカオチョコレート」が、ダイエットに効果があるといったことがメディアで紹介されたこともあったためか、各社から発売され、種類も急激に増え、売り上げを伸ばしている¹⁾。

しかし一方で、高カカオチョコレートはカカオの含量が多いことから、脂質が多くエネルギーは相対的に高い。さらにカカオ豆自体には、利尿作用や興奮作用のあるテオブロミンやカフェインが含まれていたり、アレルギーを起こす人がいる食品の一つとしても知られている²⁾ため、摂取には注意を必要とする人もいる食品である。

さらに、近年、残留農薬やカビ毒の一種であるアフラトキシンが、チョコレートの原材料である生鮮カカオ豆から検出され、積戻しや廃棄が行われていた報告もある³⁾。

以上、近年、その種類が増えている高カカオチョコレートについて、脂質の過剰摂取やカフェイン等生理作用のある成分の問題等と併せて衛生面について調べ、消費者に情報を提供する。

2. テスト期間・公表

検体購入：平成 19 年 8 月～10 月

テスト期間：平成 19 年 9 月～12 月

1) 日経 POS データによると高カカオチョコレートのスーパーにおける主力商品の来店客 1000 人当たり販売金額は 2005 年 11 月～2006 年 1 月の 3 ヶ月調べで前年度に比べて 5 倍に急拡大しているとの報告もある。（日本経済新聞デジタルメディア「NEEDS」2006 年 2 月 8 日記事「カカオ比率高いチョコが好調」より）

2) 食品の表示に関する共同会議「アレルギー物質を含む食品に関する表示について検討報告書」（2004 年 7 月 23 日）によれば、カカオ（チョコレート）によるアレルギーの発症数は 19 位となっており、「多くはないものの一定数の発症が認められた」とされている。

3) 厚生労働省の輸入食品監視業務ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>) 等で確認することができる。

今回は、残留農薬検出による食品衛生法違反で報告された事例の多い農薬である 2,4-D、クロルピリホス及びピリミホスメチルの 3 種類について調べた。なお、クロルピリホス及びピリミホスメチルのカカオ豆における残留基準は 0.05ppm（1ppm = 1mg/kg = 0.001g/kg）であるが、2,4-D は基準がなく、一律基準である 0.01ppm が適用されている。分析した結果、チョコレート中のこれらの農薬は全て検出限界以下（2,4-D : 0.005ppm、クロルピリホス及びピリミホスメチル : 0.05ppm）であった。

4) 表示について

(1) 高カカオチョコレートの 2 銘柄でチョコレートと健康に関する表示や食物繊維に関して強調された表示があった

高カカオチョコレートの 2 銘柄（銘柄 No.1 及び 2）では「元気のヒミツはチョコ習慣」や「健康とおいしさを考えた大人のチョコレート」等チョコレートと健康に関する表示があつた。

一方、ポリフェノール量についての表示は、15 銘柄中 8 銘柄（内、国産品 7 銘柄）にあつた。そのうち 2 銘柄（銘柄 No.1 及び 2）では、「ミルクチョコレートの約○倍含まれています」という表示があつた。なお、2000 年に当センターで公表した「ポリフェノール含有食品の商品テスト」では、4832 名に対し実施したアンケートでポリフェノールに対し半数以上の人気が何らかの効果を得られると回答していた。

また、パッケージに栄養成分表示があつたものは、12 銘柄で、そのうち、食物繊維が記載されていたものは 5 銘柄（銘柄 No.1、2、4、5 及び 13）あり、4 銘柄は高カカオチョコレートであった。さらに高カカオチョコレートの 2 銘柄（銘柄 No.1 及び 2）では食物繊維量についての表示がパッケージの目立つ部分に（一括表示ではなく）あつたが、栄養成分表示では「炭水化物」で表示されており、後述で食物繊維が記載されていた（参考資料 1 テスト対象銘柄 表示一覧 参照）。栄養表示基準では、「炭水化物」を「糖質」と「食物繊維」に分けて表示することができるため、食物繊維を強調表示するのであれば、栄養成分表示は食物繊維を後述するのではなく「糖質」と「食物繊維」に分けて表示されていた方が消費者にとっては分かりやすい。なお、「高い」などの豊富に含む旨の表現はなかつたが、当該銘柄に表示されていた食物繊維の量は、栄養表示基準で食物繊維が高い旨を表示できる基準である 100g 当たり 6g 以上を満たしていた。

(2) テオブロミン量やカフェイン量に関して表示されている銘柄はなかつた

テスト結果より、高カカオチョコレートは普通のチョコレートに比べ、テオブロミン量及びカフェイン量が著しく多いが、商品の表示を見ると、カフェイン等が多いことについて表示されている銘柄は一つもなかつた。また、テオブロミンやカフェインの量が記載されている銘柄もなかつた。これらの情報は、テオフィリン等の気管支拡張薬を服

用している人やこれらに敏感な人（幼児やお年寄り等）が普通のチョコレートと同じ感覚で摂ることに注意を促す意味でも必要な情報と思われる。

（3）使用しているカカオ豆の原産地に関して、やや紛らわしい表示があった

高カカオチョコレートのうち 3 銘柄（銘柄 No.4、5 及び 10）では日本語でカカオ豆の原産地に関する表示があった。高カカオチョコレートの国産品の 2 銘柄（銘柄 No.4 及び 5）では、「ガーナ豆 80% ドミニカ共和国豆 20%」等、具体的な配合割合に関する表示は見られたが、その表示に対するパッケージの裏面には「ドミニカブレンド」「メキシコブレンド」という表示がその国の地図等とともに表示しており、特定の産地のカカオ豆について強調している記載があった。目立つ部分に記載されたカカオ豆の産地について説明している表示の近接にその割合に関する表示がなく、消費者の誤解を招く可能性のある、やや紛らわしい表現と思われる²⁰⁾。

20) 特色のある原材料の表示について規程している加工食品品質表示基準第 5 条では、「特定の原産地のもの、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、第 4 条第 1 項第 8 号及び第 3 項の規定により表示する場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は第 3 条第 1 項第 2 号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。（以下略）」とされている。

また、チョコレートではないが、「コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約」の公正競争規約施行規則第 3 条第 3 項には「二種類以上のコーヒーを混合したものであって、そのうち特定のコーヒーを使用している旨表示する場合（「○○ブレンドコーヒー」、「○○ブレンド」など）は、その種のコーヒーが 51 パーセント以上使用されていなければならない。」と定められている。

5. 消費者へのアドバイス

1) 高カカオチョコレートは普通のチョコレートより脂質量が多い。間食として食べることが多い食品であり摂り過ぎには注意が必要

チョコレートは、カカオ分に由来する脂質が多く含まれており、エネルギーも高いが、高カカオチョコレートでは、カカオ分が増えたためにさらに脂質の割合が多い。高カカオチョコレートの中には、100g 中の脂質量が 30~49 歳のふつうの身体活動レベルの女性が生活習慣病の一次予防をするために目標とするべき 1 日当たりの摂取量 (44~56g) に相当するものが多くあった。

主に間食として摂取する食品であることから、1 日の食事のバランスや摂取エネルギー等を考慮し、食べ過ぎないように気をつける必要がある。

2) 高カカオチョコレートは嗜好品として楽しむ分には問題ないが、テオブロミンやカフェイン等の生理作用のある物質が多く含まれるため、これらの成分に敏感な人やテオフィリン等の医薬品を使用している人は摂取に注意が必要

健康に関する表示等も見られる高カカオチョコレートであるが、気管支拡張作用や利尿作用等の生理作用のあるテオブロミンやカフェインは多いもので普通のチョコレートの 5 倍程度含まれている。そのため、健康な人が嗜好品として楽しむ分には問題ないが、テオフィリン等の作用の似た医薬品を使用している人やこれらの成分に敏感な人は、普通のチョコレートと同じ感覚で食べないよう注意した方がよい。

また、金属アレルギーの多いことで知られるニッケルが多く含まれているが、経口摂取によっても発症する可能性が報告されているため、ニッケルアレルギーの人は注意が必要である。

6. 業界への要望

1) 高カカオチョコレートから極微量のアフラトキシンが検出された。また、カドミウム含量が銘柄間で大きな差があった。引き続き製品の適切な品質管理を要望する

高カカオチョコレートの多くからカビ毒の一種であるアフラトキシンが検出され、また、カドミウムの含量が銘柄間で大きな差があった。すぐに健康被害を及ぼすような量ではないが、今後も原材料や製品の品質管理を適切に実施し、これらの物質の低減に努めるよう要望する。

2) 高カカオチョコレートにテオブロミンやカフェイン量を表示するよう要望する

高カカオチョコレートは、テオブロミンやカフェイン等の含量が普通のチョコレートに比べ 4 倍くらい多く含まれているものもあり、テオフィリン等の作用の似た医薬品を使用している人やこれらの成分に敏感な人には、その情報が必要と思われる。テオブロ

ミンやカフェインの摂り過ぎに注意を促すためにもその量を表示するよう要望する。

3) カカオ豆の原産地表示についてやや紛らわしい表現があるため、改善されるよう検討を要望する

目立つ部分に記載されたカカオ豆の産地について説明している表示の近接にその割合に関する表示がなく、使用しているカカオ豆の原産地に関して消費者の誤解を招きかねない銘柄があった。これらの表示について改善されるよう検討を要望する。

7. 行政への要望

1) 高カカオチョコレートから極微量のアフラトキシンが検出された。今後もチョコレートの品質管理等が適切に実施されるよう、業界への指導を要望する

高カカオチョコレートの多くからカビ毒の一種であるアフラトキシンが検出された。すぐに健康被害を及ぼすような量ではないが、アフラトキシンの含量の低い原材料が使用されることが望ましく、今後も品質管理等が適切に実施されるよう、業界への指導を要望する。

また、現在、国内では、アフラトキシンの検査については B₁のみが規制の対象となっているが、今後も輸入されるカカオ豆やチョコレートのリスク管理が適切に行われるよう要望する。さらに、現在、厚生労働省において実施中の食品中のアフラトキシンに係る調査研究結果をとりまとめ、必要なアフラトキシンの規制等について検討を行う際には、今回のテストでチョコレートから B₂ や G₁ も検出されていることも参考に、検討するよう要望する。

2) チョコレートのカドミウム含量は銘柄間で差が大きかった。食品安全委員会の評価が終了次第、チョコレートについても早期にカドミウム量の基準等の必要性が検討されるよう要望する

今回テストしたチョコレートのカドミウム含量は銘柄間で差が大きかった。すぐに健康被害を及ぼすような量ではないが、食品中のカドミウムについてはコーデックス委員会ではいくつかの食品で基準が示されており、また、国内でも、厚生労働省の評価依頼により現在、食品安全委員会で「食品からのカドミウムの摂取の現状に係る安全性確保について」の審議が行われていることから、当該評価が終了し、厚生労働省において当該評価結果に基づき食品中のカドミウムのリスク管理のあり方について検討する際には、今回のテスト結果も参考に、チョコレートの基準等の設定の必要性についても検討が行われるよう要望する。

○要望先

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部

日本チョコレート・ココア協会

○情報提供先

内閣府 国民生活局 消費者調整課

内閣府 食品安全委員会事務局 情報・緊急時対応課

農林水産省 消費安全局 消費・安全政策課

農林水産省 消費安全局 表示・規格課

農林水産省 総合食料局 食品産業振興課

公正取引委員会 事務総局 取引部 消費者取引課 景品表示監視室

全日本菓子協会

全国菓子工業組合連合会

8. テスト方法

1) 栄養成分

主要栄養成分の定量及びエネルギーの算出は栄養表示基準の別表第1第3欄に定める方法に準じた。

〈たんぱく質〉

窒素定量換算法によって行った。

〈脂質〉

酸分解法によって行った。

〈炭水化物〉

食品の重量(100g)からたんぱく質、脂質、水分及び灰分の量を控除したものを炭水化物の量とした。

〈ナトリウム〉

誘導結合プラズマ発光分析法によって行った。

〈水分〉

減圧加熱乾燥法によって行った。

〈灰分〉

直接灰化法によって行った。

〈エネルギーの算出〉²¹⁾

栄養表示基準の別表第1第3欄に定める方法に準じ、修正アトウォーター法により算出した。炭水化物については、一律4kcal/gとしてエネルギーを算出し、難消化性糖質及び食物繊維は考慮しなかった。これに脂質:9kcal/g、たんぱく質:4kcal/g、水分及び灰分:0kcal/gとしてエネルギーを算出し、総和を全体のエネルギーとした。なお、カフェイン、テオブロミン、タンニン、有機酸及びアルコールの量は考慮しなかった。

2) テオブロミン及びカフェイン

守安貴子ら 食品衛生学雑誌 vo.37, No.1(1996)「HPLCによる食品中のカフェイン、テオブロミン及びテオフィリンの同時分析法」を参考にHPLC-紫外検出法で実施した。

3) カドミウム及びニッケル

食品衛生検査指針を参考に灰化試料をDDTC-MIBK法により抽出し、原子吸光光度計を用いて定量した。

²¹⁾ エネルギーの算出については、栄養成分表示のあった12銘柄のうち、10銘柄で食物繊維について考慮されていなかったことから、当センターで実施したテストでも分析を行わなかった。また、カフェイン、テオブロミン等についても同様に考慮されている銘柄がなかったことから、定量は別途行ったがエネルギーの算出では考慮しなかった。

4) アフラトキシン

食品衛生検査指針の分析法を参考に以下のような調整方法にてサンプルを処理した。なお、定量は HPLC-蛍光検出法にて行った。

10g を粉碎し、アセトニトリル：水：メタノール混液（6:4:1）を 40ml 加え、十分に攪拌する。これをガラスろ紙でろ過する。上精 4ml にリン酸バッファー生理食塩水（PBS）を 96ml 加えガラスろ紙でろ過した後、50ml を正確に量り取り、免疫アフィニティカラム（EASI-Extract アフラトキシン、R-Biopharm-Rhone）に添加する。その後 PBS10ml で洗浄しさらに水 10ml で洗浄後、カラム内の液体を全て溶出させ、アセトニトリル 3ml で溶出した溶出液を窒素気流で溶媒留去する。残留物にトリフルオロ酢酸を 0.1ml 加え、密栓をして激しく攪拌後、室温、暗所で 15 分放置した後、アセトニトリル：水混液（1:9）を 0.4ml 加えたものを試験溶液とする。マイクロバイアルに $0.45\mu\text{m}$ のメンブランフィルターを使ってろ過する。

〈HPLC 条件〉

カラム : Inertsil ODS-3 4.6mm × 250mm

溶離液 : アセトニトリル : メタノール : 水 (1:3:6)

カラム温度 : 40°C 流速 : 1.0ml/min 試料注入量 : 20 μl

検出器 : 蛍光分光光度計 測定波長 : 励起波長 365nm、測定波長 450nm

定量限界 : 0.1ppb

5) 残留農薬

厚生労働省「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」に準じ、ガスクロマトグラフ・電子捕獲型検出器（ECD）及び炎光光度検出器（FPD）を用いて定量した。検出限界は、2,4-D : 0.005ppm、クロルピリホス及びピリミホスメチル : 0.05ppm

